

鹿ノ台花づくり住民協定

1. 目的

鹿ノ台住宅地の「公的スペースに花や緑を植栽して、美しく潤いのある環境を継続して整備すること」、また「その維持管理活動を楽しみ、且つその知識や技能の向上を積み重ねていくこと」により、自治会員が住まう我が街鹿ノ台住宅地を“心地よい、あこがれの住みたい街並み”にしていく事を目的とします。

2. 協定の区域

生駒市鹿ノ台地区の別図の範囲内とします。

3. 協定運営委員会の設置に関する事項

- (1) この協定の運営、協定に関する事項の処理及び助成金等に関する手続き等は、鹿ノ台美化推進委員会が行うものとします。
- (2) 美化推進委員会は、「鹿ノ台各自治会の評議員で、そこから選出された原則任期1年で交代していく美化推進委員（以下、美化推進評議員という）」及び「鹿ノ台自治会員で、本委員会の目的に賛同し自主的に参加する任期交代を要しないボランティアの美化推進委員（以下、ボランティア委員という）」とで構成します。

4. 花作りに関するルール

- (1) 花壇の整備および日常維持管理を行うものとします。
- (2) 花壇整備・維持管理の為に「年間スケジュール」を作成し、美化推進委員及び自治連合会並びに各自治会に対して周知を図るものとします。
- (3) 地区に点在する植栽花壇ごとに、その整備・維持管理を主として行っていく美化推進委員の担当を決定するものとします。
- (4) 植栽の全体的調和を図る為の協議、並びに複数の地区自治会が管理する花壇に関する意見の調整を行うものとします。
- (5) 花壇の整備・維持管理を円滑に行うために各地区自治会評議員に対して作業の協力要請を行い、且つ動員を図るものとします。またボランティア委員増強のための勧誘を行うものとします。

5. 美化推進評議員とボランティア委員の業務の分担に関するルール

- (1) 美化推進評議員およびボランティア委員が一体となり、共同で行う業務は以下のものとします。
 - ・花壇デザインの作成
 - ・デザインにもとづく花苗の選定
 - ・花床の整備（前季植栽花の撤去と除根および今季植え付けの為の土作り）
 - ・花苗の植え付け
 - ・植え付け後の日常維持管理のうち、水やり、花がら摘み、雑草抜き、落ち葉の除去）
 - ・行政に対する助成金申請および実績報告書の提出に伴う資料作成

- (2) ボランティア委員のみが行う業務（花壇・花の管理のノウハウ・専門知識・キャリアを要し、行動力を要する業務）は以下のものとします。
 - ・花植えスペースの場所選定と測地
 - ・花苗および肥料ほか必要資材の購入手配（価格交渉・価格決定を含む）
 - ・花床の整備の内「土づくりのための資材（苦土石灰・腐葉土・肥料）の花壇ごとの分量分け作業」
 - ・植え付け後の内、「追肥、ピンチ（摘心）」

6. 協定の変更及び見直しについて

- (1) この協定の変更は、鹿ノ台美化推進委員会の過半数により議決された案件を、会長が鹿ノ台自治連合会に諮り、その承認、決定をもってなされるものとします。
- (2) この協定は、鹿ノ台美化推進委員会において少なくとも5年ごとにその内容を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

7. 附則について

この協定は平成22年4月1日から適用します。